

SOS サポートメール 知っていますか？

チケット不正転売禁止法



＜今回の相談事例＞

人気アーティストのライブチケットを手に入れたが、どうしても都合が悪くなり、ライブに行くことができなくなってしまった。チケットには「転売禁止」と記載されているが、ネットオークションを利用して、代わりに行ける人を探してはいけないのだろうか。
(10代女性)

【アドバイス】

●チケット不正転売禁止法が施行されました。

ネット上の不当な高額転売なども対象とする「特定興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（チケット不正転売禁止法）が制定され、2019年6月に施行されました。この法律では、「業」として、つまり繰り返す意思をもって、正規の販売価格を超える価格でチケットを転売することを禁止しています。ただし、無料で配布されたチケットや、転売禁止の記載のないチケット、販売時に購入者の確認がないチケットは取り締まりの対象外となります。

●転売チケットでは会場に入場できないかもしれません。

転売が禁止されているチケットの場合、本人確認等があり、転売されたチケットでは入場が断られる場合もあります。トラブルの原因にもなるため、オークションサイト等での売り買いは避けましょう。もし、行けなくなってしまった場合は、興行主等が運営する公式リセールサイトがあれば、そこを利用するようにしましょう。

●迷ったときや困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



まもりん

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん